

特許審査ハイウェイのこれまでとこれから

Past and Future of Patent Prosecution Highway

特許庁 審査第一部調整課審査企画班長

稲垣 良一

2007年特許庁入庁。特許審査に従事のほか、調整課、情報技術統括室、企画調査課、経済産業省サイバーセキュリティ課を経て、2021年1月より現職。

✉ PA2260@jpo.go.jp

1 はじめに

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらには ASEAN や中南米、インドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。

諸外国との審査協力という観点では、日本国特許庁（JPO）が提案し、米国との間で2006年7月に試行を開始した特許審査ハイウェイ（PPH）は、今年7月でその開始から15年の節目を迎えた。PPHは、第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする二庁間の審査協力の枠組みである。PPHを利用するユーザにとっては、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上、これらに付随する中間処理にかかるコストの削減効果がメリットとして挙げられ、PPHに参加する庁にとっても、先行庁の審査結果の利用によるワークロードの削減、審査の質の向上をメリットとして享受できる。

このように PPH は、利用するユーザ、参加庁のいずれにもメリットをもたらす枠組みとして評価されて、日米の最初の試行開始以降、利用できる国・地域は拡大を続けてきた。また、PPHの発展を語る上では、特許情報へのアクセスの利便性向上も大きな寄与を果たしていることも忘れてはならない。

本稿では、PPHの15年の歩みを、特許情報の利便性向上の歴史とともに振り返りつつ、さらなる PPH の利便性向上に向けた取組についても考えたい。

なお、本稿は、筆者の私見に基づいて記載したものであり、特許庁としての意見・見解を表明するものではない。

2 PPHの15年

2.1 PPHの誕生

1990年代後半から2000年代にかけて、経済活動のグローバル化が急速に進展したことに伴い、世界的に特許出願件数が急増し、各国・地域の特許庁では、審査の遅延が大きな課題となりつつあった。その課題を解決するための方策の一つとして、各国・地域間の先行技術調査（以下、「サーチ」という。）や審査の重複を可能な限り減らし、効率化を図るワークシェアが検討された。すなわち、一つの特許出願が複数の国に出願された場合には、同じ特許出願についてサーチや審査を重複して行う事態を減少させることで、審査を加速化させるというコンセプトである。

そこで、このようなコンセプトのもと、日米欧三極特許庁は、増大する審査負担に協力して対処するために、重複出願における他庁の行ったサーチ・審査の結果を相互利用するための検討が行われ、1998年から1999年にかけて、日米欧三極特許庁の審査官が同時にサーチを行い、その結果を比較する「三極共同サーチ・プロジェクト」が実施された。このプロジェクトでは、先行技術

調査実務・審査実務の異同の検討が行われた。

その後、JPO と米国特許商標庁 (USPTO) は、サーチ・審査結果を相互利用することが、増大する審査負担に対処するための有効な施策であるとの共通認識に至り、2002年6月から、共同プロジェクトを立ち上げることに基本合意し、2003年1月より、サーチ・審査結果の利用性の評価が行われた。その後、本プロジェクトは、欧州特許庁 (EPO) も含めた日米欧三極特許庁のプロジェクトである「相互利用プロジェクト」に拡大した。これらのプロジェクトから、他庁のサーチ結果の利用が各国・地域の特許庁の審査の質の向上及び審査負担の軽減に効果があることが確認された。

こうした取組を経て、JPO は、2004年11月の日米欧三極特許庁会合において、各国・地域の特許庁との間でサーチ及び審査結果の相互利用を促進するための枠組みとして、第二庁の特許クレームを第一庁の特許クレームと対応させ、第一庁のオフィスアクション等を全て第二庁に提出することにより、第二庁において簡単な手続きで早期に審査が受けられるシステムを創り上げるという「特許審査ハイウェイ構想」を提案した。翌2005年11月の日米欧三極特許庁会合で構想の大枠に関して合意がなされ、2006年7月3日に日米間で世界初の PPH 試行プログラムが開始された。

2.2 PCT-PPH, PPH MOTTAINAI の導入

特許審査ハイウェイ構想の提案段階から、JPO は、PPH を日米欧三極間のみならず、各国・地域の特許庁へ拡大することも計画しており、米国との試行開始以降、2007年に韓国、英国と、2008年にドイツ、デンマーク、そして2009年にはフィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー、カナダとの間で PPH の試行をそれぞれ開始した。

さらに、2009年11月の日米欧三極特許庁長官会合では、PPH の枠組みを拡大し、PCT に基づく国際出願について国際段階で特許性を有するとの見解が示された場合において、対応する国内出願について早期審査を受けることを可能とする特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) の試行プログラムの日米欧の三極特許庁間での開始が合意され、2010年1月29日に開始した。

また、2011年7月15日には、我が国を含む8カ国 (日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィ

ンランド、ロシア、スペイン) において、どの国に先に出願したかにかかわらず、いずれかの特許庁における審査結果を用いて各国・地域の特許庁への PPH の申請を可能とする、申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム (PPH MOTTAINAI) を開始した。この時点で通常型 PPH, PCT-PPH, PPH MOTTAINAI の3種類の PPH が形成された。

2.3 多国間の枠組みへ

PPH は二庁間の取組であるため、例えば、JPO への出願に基づく PPH であっても、第二庁ごとに PPH の要件が異なる等の問題があり、PPH ネットワークの拡大に伴い、ユーザから PPH の要件の共通化を求める声も多く挙がった。

そこで、PPH の利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて JPO を含めた17の知財庁は、グローバル特許審査ハイウェイ (Global PPH) を開始した。この枠組みに参加した庁の間では、利用できる PPH の種類が共通化され、通常型 PPH, PCT-PPH 及び PPH MOTTAINAI の全てが利用可能となる。Global PPH 参加庁は年々増加し、本稿執筆時点 (2021年8月) では、27の知財庁が参加している。

また、日米欧中韓の五庁相互間での特許審査ハイウェイ (IP5 PPH) の試行も2014年1月から開始され、通常型 PPH, PCT-PPH, PPH MOTTAINAI を含む全ての PPH の枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。

2.4 実施庁・申請件数の拡大

2006年7月より日米間で PPH の試行を開始して以来、本稿執筆時点での PPH 実施庁は55に達しており、PPH 申請件数は2020年には約32,000件を記録した。【図1】【図2】

JPO は、本稿執筆時点で46の知財庁と PPH (通常型 PPH, PCT-PPH 又は PPH MOTTAINAI) を本格実施または試行しており、世界最多の PPH 締結国・地域を有している。【表1】

PPH 開始当初は、JPO においても多くの審査滞貨を



抱えており、他庁の審査結果を利用したワークシェアの観点から、出願件数の多い先進国を中心に締結国を拡大してきた。その後、2014年4月に特許審査の10年間の長期目標¹を達成以降は、世界最速・最高品質の特許審査を世界各国に発信し、我が国ユーザの海外での権利取得を後押しする観点から、新興国・途上国に対してもPPHの導入を積極的に働きかけてきた。その結果として、JPOは、2016年までにASEAN主要6カ国すべての知財庁との間でPPHが利用可能となり、2017年にはブラジルと、また、2019年には世界で初めてインドとの間でPPHの試行を開始した。既に、我が国から海外になされる出願の99%以上の国・地域

でPPHが利用可能である。

3 PPHと特許情報

PPHでは、その申請に際して、原則として、①先行庁のすべてのオフィスアクションの写しとその翻訳文、②先行庁で特許可能と判断された請求項の写しとその翻訳文、③引用文献、④請求項対応表をそれぞれ提出する必要がある。しかしながら、オフィスアクション等の審査経過情報を先行庁が提供している場合は、審査官がそれらを照会すれば足りるため、その提出を省略できる。すなわち、特許出願の手続きや審査に関連する情報（ド

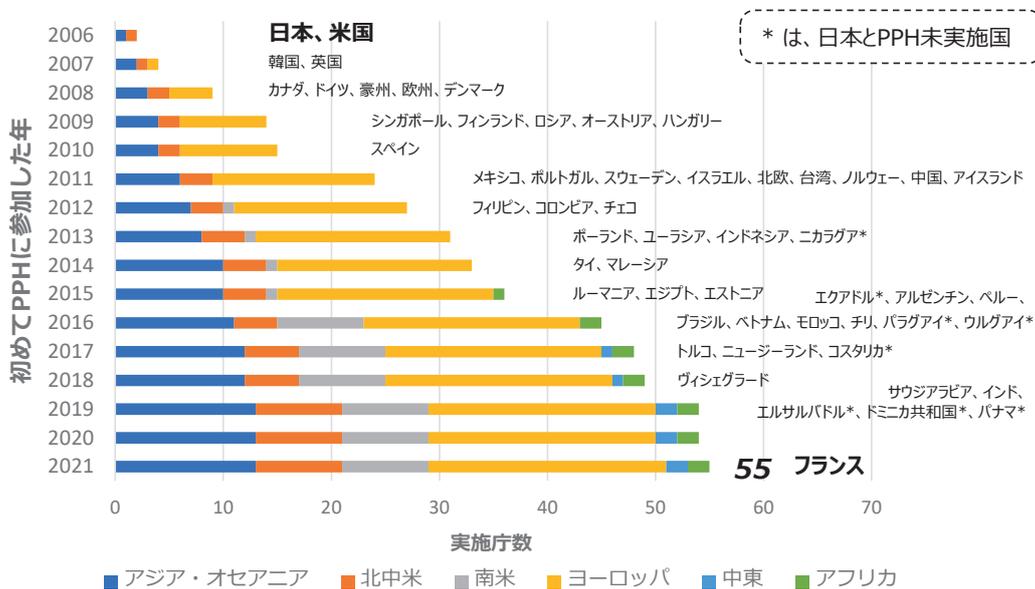


図1 PPH実施庁数

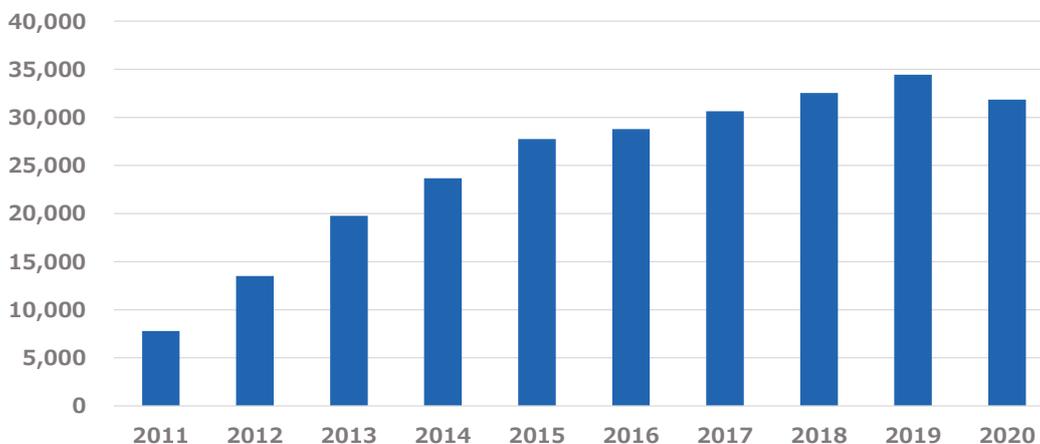


図2 全世界のPPH申請件数 (2011年～2020年)

1 2013年度末までに審査請求から一次審査結果通知までの期間を11ヶ月以内とする

表1 日本との PPH 実施庁、ドシエ情報（オフィスアクション）提供状況

相手国・機関	PPH開始日	ドシエ情報
米国	2006/7/3	○
韓国	2007/4/1	○
英国	2007/7/1	○
ドイツ	2008/3/25	○
デンマーク	2008/7/1	○
フィンランド	2009/4/20	○
ロシア	2009/5/18	
オーストリア	2009/7/1	
シンガポール	2009/7/1	○
ハンガリー	2009/8/3	
カナダ	2009/10/1	○
欧州特許庁	2010/1/29	○
スペイン	2010/10/1	○
スウェーデン	2011/6/1	○
メキシコ	2011/7/1	
北欧特許庁	2011/10/1	○
中国	2011/11/1	○
アイスランド	2011/12/1	
ノルウェー	2011/12/1	○
イスラエル	2012/3/1	○
フィリピン	2012/3/12	
ポルトガル	2012/4/18	
台湾	2012/5/1	○

相手国・機関	PPH開始日	ドシエ情報
ポーランド	2013/1/31	
ユーラシア	2013/2/15	
インドネシア	2013/6/1	
タイ	2014/1/1	
オーストラリア	2014/1/6	○
コロンビア	2014/9/1	○
マレーシア	2014/10/1	
チェコ	2015/4/1	
エジプト	2015/6/1	
ルーマニア	2015/7/1	
エストニア	2015/7/6	
ベトナム	2016/4/1	
ブラジル	2017/4/1	
アルゼンチン	2017/4/1	
ニュージーランド	2017/7/6	○
チリ	2017/8/1	
ペルー	2017/11/1	
ヴィシェグラード特許機構	2018/1/6	○
トルコ	2018/4/1	○
インド	2019/11/21	○
サウジアラビア	2020/1/1	
フランス	2021/1/1	○
モロッコ	2021/4/1	

黄色は Global PPH 参加庁

ドシエ情報は、ワン・ポータル・ドシエ（OPD）または各庁のシステムからオフィスアクションが参照できるものを○としている。

シエ情報）にアクセスできるように特許情報システムが整備されることで、結果的に、ユーザの書類提出等の手続負担が削減され、世界各地で PPH が容易に利用できるようになったともいえる。JPO では、PPH が開始されるより前の 2004 年から「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」が運用され、機械翻訳により英語に翻訳されたドシエ情報を海外特許庁に提供してきた。そのため、我が国のユーザは、PPH 開始当初から多くの申請書類の提出を省略することができた。

2006 年には、日米欧三極特許庁で相互にドシエ情報を参照できるシステムが構築され、2007 年には韓国も加わり四庁のドシエ情報の相互参照が可能となった。2013 年には、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を見やすい形式で一括参照できるシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」が開発され、五庁の審査官を対象としたサービスの提供が開始された。さらに、2016 年には、OPD のサービス提供がユーザに対しても拡充され、AIPN では不可能であった、ドシエ情報の機械翻訳をユーザが直接確認することが可能と

なった。

ドシエ情報の機械翻訳についても、翻訳ロジックの改良や辞書の増強が年々進められてきたが、2019 年には深層学習技術を用いた翻訳ロジックに刷新された。機械翻訳の質は、JPO の高品質な審査結果を適確に他庁の審査官に提供していく上でも、さらなる精度向上が期待される。

4 PPH のこれから

ここまで簡単に PPH の 15 年を振り返ってきた。PCT までの歴史はなく、条約のような国際的合意ではないものの、15 年間持続的に発展してきたという事実が、PPH が特許審査のワークシェアを実現するための国際協力の枠組みとしていかに有益なものであったかを示しているといえる。

それでは、今後の PPH には何が期待されているのか。この問いに対する答えは一つではないと考えるが、PPH の開始から 15 年間続けてきたこと、すなわち、



後続庁における迅速な審査・権利化を実現すること、そのための実効性を維持・向上していくことが重要であるのは間違いないだろう。これまでも PPH を導入したものの、期待する審査の迅速化の効果が得られていない国・地域に対して、運用改善の働きかけなどを行ってきた。今後も、我が国のユーザからの意見も参考にして、実効性の維持・向上に向けた取組を進めていきたい。

また、PPH を利用可能な国をさらに増やしていくことや、PCT-PPH や PPH MOTTAINAI の未導入国にこれらの導入を勧めていくことも PPH の利便性向上に資するだろう。特に、中東・アフリカ諸国との PPH 締結は、まだ決して多くない状況ではあるが、我が国ユーザのこれらの地域での迅速な知財保護ニーズにも耳を傾けながら、PPH ネットワークのさらなる拡大についても引き続き検討していきたい。

参考文献

- ・ 特許審査ハイウェイ（PPH）10年の歴史，特許行政年次報告書 2015年版，pp.197-199
- ・ 上尾 敬彦，各国特許審査に関する情報共有ネットワークの拡大，特技懇，No. 283，pp.27-32



1 特許情報施策および事業

